

戦略計画を議決事件に追加すること等に対する  
知 事 意 見

平成 21 年 11 月 9 日

本日は、戦略計画の議決事件の追加等に関し、このような協議の場を設けていただきましたことを感謝いたします。

現在、県議会の「議員提出条例にかかる検証検討会」において、戦略計画の議決等について検討が進められており、このことに関しまして、私から意見を申し上げたいと思います。

1 地方自治法と二元代表制のあり方

先ず、地方自治法と二元代表制のあり方についてであります。

議会が、地方公共団体の二元代表の一方として意思決定する対象は、限定的に列挙されている地方自治法第96条第1項に規定する事項が先ずは基本であります。

その上で、同条第2項により、議決事件を追加することは可能とされていますが、この条項に基づき議決事件を追加しようとする場合には、地方自治法全体の法体系と均衡を失しないよう慎重な対応をされるべきであると考えます。

とりわけ、知事と県民との関係において、知事の県民に対する責任や県民へのサービス提供に支障が生じることのないよう配慮すべきであると考えます。

これは、お配りした図にありますように、知事と県民との関係において、知事の統轄代表権を前提とした県民からの負託や執行責任、住民監査請求・住民訴訟等を通じた法的責任を知事が負うことを踏まえた、地方自治法全体を通じた考え方であります。

こうした法体系を前提に、知事と議会との役割分担を明確にする必要があると考えます。

## 2 現行条例の考え方

現行の「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」について、地方自治法の考え方に照らすと、戦略計画が、知事と県民との約束であるマニフェストの実現に向けて策定する計画であることから、知事自ら決定した計画こそが団体意思となるという考え方に立って、議決対象から外したものと認識しています。

なお、現行条例では、概ね10年間の総合計画（県民しあわせプラン）が議決対象となっていますが、執行部としても、これまでのところ、知事の統轄代表権や予算提出権・予算編成権を前提とした、知事と県民との関係に支障を来すような実質的な弊害はなかったと認識しており、現行地方自治法の考え方を崩すものではないと考えています。

また、第二次戦略計画及び臨時的・追加的な案件の策定過程においては、これまで策定方針や計画案等について議会と協議を行ってきており、またそのほか、「みえの舞台づくり百人委員会」やパブリックコメントなども活用して、県民からも意見聴取も行い、計画策定の参考にしてきました。

さらに、計画の進行管理においても、県政報告書や県政運営方針（案）など議会との協議を実施しており、現行のプロセスで大きな支障や問題はないものと認識しています。

## 3 議決事件の追加等の問題点

次に、現在、議会において、新たに議決事件の追加等を行おうとされていることに対する問題点を挙げたいと思います。

### (1) 戦略計画の議決と予算提出権・予算編成権

まず、予算提出権・予算編成権との関係です。

戦略計画は、4年間の具体的な数値目標や事業費を、県民に分かりやすく示す知事の県政運営計画であり、また、今後の予算編成と極めて関連が深い計画です。

現行条例では、この戦略計画を団体として意思決定する権限は知事が有しているとの考え方に立っていると認識していますが、こうした考え方を前提とするからこそ、知事の専権事項である毎年の予算提出権が保証されるものであります。

この戦略計画を新たに議決対象とするとなると、団体としての意思決定を議会の議決により行おうとするものであり、今後4年間の知事の予算編成権、ひいては予算提出権を予め拘束することになるのではないかと危惧しています。これは、現行地方自治法が想定している知事と議会との役割分担を超えており、慎重に対応されるべきであると考えます。

## (2) 戦略計画以外の計画

次に、検証検討会では、今回の検討の中で、戦略計画以外の計画についても、議決対象の見直しをされようとしています。

戦略計画以外の計画の検討の中身を見ますと、議決対象の計画期間について、「短期でも重要な計画があるから」といった理由で、現行の「5年超」を「3年以上」に短縮するとともに、「特に重要な計画」を議決対象にされようとしています。

私は、「特に重要な計画」の定義も明確にされず、曖昧なまま、単に5年超から3年以上に期間を短縮するような見直しは問題であると考えています。

県民にとって何が重要かという具体的な議論を先にせず、5年か3年かなどという単なる形式的な議論が先行するのであれば、誰のため、何のための条例改正なのか分かりません。

そこで、「特に重要な計画」の定義を明確化されるとともに、なぜ「3年以上」なのかの理由も合わせて明らかにされたい。

また、議決対象にされようとする計画が、具体的にはどういう計画なのかを先ずはお示しいただきたい。そして、お互いが共通認識の上に立って議論する必要があると考えています。

### (3) 県政の臨機応変な運営への支障

以上のような問題点のほか、戦略計画等の議決により臨機応変な県政運営ができなくなるのではないかと懸念しています。

これまで、県を取り巻く環境の変化（例えば、昨年秋以降の経済危機や最近の国政の変動など）は、その内容を「県政運営方針」等に反映し、対応してきたところです。

しかし、戦略計画等の修正に逐次議決を要することとなると、迅速な県政運営に支障が生じることが危惧されるとともに、職員への事務負担が多大なものとなり、県民へのサービス提供への支障も懸念されます。

以上が、戦略計画を議決事件に追加すること等にかかる私の意見であり、県議会及び検討会におかれては慎重な対応を望みます。

# 知事

# 議会

政策サイクル

事務の企画・立案 (法148)

予算の編成 (法149)

政策立案

意見の表明 (法99等)

議員・委員会の議案提出  
(法112、109)

予算の提案  
(法97、112但書)

条例等議案の提案  
(法149)

政策決定

議決 (否決含) (法96)

- ・予算の確定
- ・条例の制定・改廃
- ・契約締結、財産取得など

議案の修正 (法115の2、97)  
(予算修正については制約あり)

規則の制定 (法15)

執行

事務の執行  
(法148、149)

予算の執行 (法148、149)

監視・評価

決算の認定 (法96)

監視権

- ・検査権 (法98)
- ・百条調査権 (法100)
- ・事務調査権 (法109等)
- ・不信任議決 (法178) など

# 知事

統轄・代表権 (法147)

選挙

解職請求

条例の公布・施行  
(法16)

行政サービス

県民等のチェック

- ・住民監査請求 (法242)
- ・住民訴訟 (法242の2)
- ・直接請求  
(条例、公務員解職) (法74等)
- ・監査委員による監査  
(法199)
- ・外部監査 (法252の27)

選挙

解職・解散請求

# 県民

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例  
(平成 13 年三重県条例第 47 号)の見直しについて  
<第 2 条第 1 号関係 検討会まとめ>

- 1 .現在策定されている計画としては、県民しあわせプラン及び第二次戦略計画が、県行政における総合的な計画に該当するものと考ええる。
- 2 .単年度の計画などを除いて、3～5 年先あるいはそれ以上の将来を見据えた「中長期的な」目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。

### 第 2 条第 1 号関係

県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

- 1 . 県行政全般に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示したもの

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例  
(平成 13 年三重県条例第 47 号)の見直しについて  
< 第 2 条第 2 号関係 座長まとめ >

総合的な計画について審議することにより、県行政における基本的な施策の大部分が網羅されているといえる。

1. その上で、さらに、「県行政において特に重要な計画」と認められるものを、この第 2 号に基づいて議決することとするのが適当と考える。  
ここで「県行政において特に重要な計画」とは、例えば県民に大きな影響を与えるものなど、計画の内容にかんがみて決定される。
2. 第 1 号の規定と同様に、単年度の計画などを除いて、3～5 年先あるいはそれ以上の将来を見据えた「中長期的な」目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。
3. 現行どおり、法令等に定められているものは除くこととする。
4. 計画が議決されるべきものであるかは、第一義的に計画案を提出する知事によって判断される。

### 第 2 条第 2 号関係

総合的な計画以外の計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。  
ただし、法令又は他の条例に定めのあるものを除く。

1. 県行政における基本的な政策に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的に示した計画であって、県行政において特に重要な計画であると認められるもの

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例

平成十三年三月二十七日

三重県条例第四十七号

(目的)

第一条 この条例は、県行政に係る基本的な計画を議会の議決すべき事件とすることによって、自主性に富み、総合的で透明性の高い県行政を計画的に一層推進することを目的とする。

(議決すべき計画)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、次に掲げる計画(計画期間が五年を超えるものに限る。)の策定について、議会の議決すべき事件とする。

- 一 県行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政の基本的な施策に係る計画(法令又は他の条例に定めのあるものを除く。)

(議会の議決)

第三条 知事その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、三重のくにづくり宣言は第二条第一号に掲げる計画とし、三重県科学技術振興ビジョン、三重県教育振興ビジョン、三重県新エネルギービジョン及び三重県青少年健全育成ビジョンは同条第二号に掲げる計画とする。

(三重県自然環境保全条例の一部改正)

- 3 三重県自然環境保全条例(昭和四十八年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「きかなければならない」を「聴き、議会の議決を経なければならない」に改める。

(以下略)



## 関係条文

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（議決事件）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。